

令和2年6月4日

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた窓口業務について

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、建築・開発等の相談について電話やメール等で対応可能な内容につきましては、下記のように取り扱いますので、ご理解ご協力をお願いします。

提出書類については、別紙を参考に質問内容を簡潔にまとめた書面と図面等の参考資料を添えて提出してください。

記

1 対応期間
当分の間

2 提出書類

(1) 別紙 質問事項表

(2) 質問事項を補足するための図面等

※1 上記をメールに添付し提出（添付ファイル容量には上限がありますので図面等の資料は必要最小限としてください）

※2 メールを送信する場合は件名に「（問合せ）〇〇の取り扱いについて」等、質問の内容が分かるよう記載してください

※3 メールでの申請が困難な場合は窓口での受付も行います

3 回答方法

電話又はメール等で回答

4 回答期限

土、日、祝日を除き概ね3日から1週間程度（質問内容によっては期限を超える場合があります）

（注意事項）

- ・電話等で容易に回答できる内容については電話で回答となります
- ・メール送信後に電話で送信したことを建築指導課までお伝えください
- ・確認申請に関する相談で指定確認検査機関に提出するものは当該機関にお問い合わせください